

医政看発 0903 第 1 号
令和 6 年 9 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
（ 公 印 省 略 ）

「保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 122 号）については、別添のとおり令和 6 年 9 月 3 日に公布され、同日から施行されることとなりました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

第一 改正の趣旨

- 保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）については、保健衛生行政上、その分布及び業態を正確に把握する必要があることから、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「保助看法」という。）第 33 条において、2 年ごとに、届出年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項について、その就業地の都道府県知事に届け出なければならないこととされている。この届出については、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号。以下「保助看法施行規則」という。）第 33 条第 2 項において、第 3 号様式による届書を提出することによって行う旨を規定している。
- 令和 6 年度は、保助看法第 33 条の規定に基づき届出を実施する年であり、今後の看護師等の確保対策の検討等に活用するために必要な情報を当該届出により把握することを可能とするため、保助看法施行規則第 3 号様式等について、所要の改正を行う。

する方法により行うものとする。

- 人確法施行規則において、人確法第9条第2項の規定に基づき厚生労働大臣による提供が可能な情報として、
 - ・ 人確法第9条第1項の規定により都道府県知事から提供を受けた情報
 - ・ 職務の経歴
 - ・ 受講した研修に係る情報
 - ・ その他、都道府県が看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するに当たって参考となる情報とする等の改正を行う。